

静岡県における慢性腎臓病対策に関する 連携協定書

静岡県

日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社

静岡県（以下「甲」という。）及び日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社（以下「乙」という。）は、慢性腎臓病（以下「CKD」という。）対策を相互に連携・協力して推進するため、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

令和8年9月8日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県
健康福祉部長
高須 徹也

サイン

乙 東京都品川区大崎二丁目1番1号
日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社
執行役員 医療政策本部長
平井 希欧

サイン

地域医療支援・広域顧客支援部長
逸見 祐介

サイン

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、CKD 対策に取り組むことにより、静岡県民の健康増進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、以下に掲げる事項について連携し協力するものとする。

- (1) CKD の認知度向上に関すること。
- (2) CKD の発症及び重症化予防の普及・推進に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（具体的な取組内容）

第3条 前条各号に掲げる分野における具体的な取組内容については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（法令の遵守）

第4条 甲及び乙は、本協定が定める取組を実施することに関連して、法令を遵守するものとする。

（秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討、実施により得た情報（秘密である旨が示された情報に限る。）を、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、相手方の秘密情報を本協定の目的以外に使用してはならないものとする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。
- 3 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前2項に定める守秘義務を負うものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（公表）

第6条 甲及び乙は、本協定締結の事実及び本協定に基づく連携・協力に係る取組について記者会見、プレスリリース、その他の手段で公表を行う場合には、事前に相手方にその内容、方法及び条件等を通知し、事前に相手方の承諾を得るものとする。

- 2 乙は、あらかじめ書面による甲の同意を得た場合には、広告等に「静岡県における慢性腎臓病対策に関する連携協定書」を締結した団体である旨を表示することができるものとする。ただし、表示内容についてはその都度甲による確認を受けるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、令和8年9月8日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更・解除・一時停止）

第8条 甲又は乙いずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、相手方が法令又は本協定の趣旨に反すると認めた場合には、本協定を解除又は一時停止することができる。

（準拠法・管轄裁判所）

第9条 本協定は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

- 2 本協定に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、被告の所在地を管轄する地方裁判所とする。

（その他）

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。